

熊本県公報

第11204号
平成16年12月10日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 町の廃置分合に伴う芦北町の人口.....(市町村総室) 1
 - 定数漁業の許可申請期間.....(漁政課) 1
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了.....(建築課) 1
 - ".....(") 2
- 登 載 依 頼**
- 菊池川の岩野川吐合口における水産動植物の採捕禁止区域の設定.....(内水面漁場管理委員会) 2

告 示

熊本県告示第1183号

平成17年1月1日から葦北郡田浦町及び同郡芦北町を廃し、その区域をもって置くこととした葦北郡芦北町の人口は、22,373人である。

平成16年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1184号

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請するべき期間を次のとおり定める。

平成16年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	小目流し網漁業	熊本有明海及び不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海
かご漁業	いかかご漁業	不知火海

2 申請期間

平成16年12月10日から平成16年12月17日まで

公 告

熊本県公告第916号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字秋永1340番4

- 371.32 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字安永 374 番地 1
高森 修自

熊本県公告第 917 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名郡長洲町大字清源寺字前浜 3027 番 1、同 3045 番 1、同 3028 番、同 3031 番、同 3050 番、同 3032 番、同 3037 番、同 3038 番、同 3041 番、同 3042 番、同 3046 番 1、同 3048 番、同 3052 番、同 3053 番、同 3054 番、同 3055 番、同 3056 番、同 3057 番、同 3058 番 1
玉名郡長洲町大字清源寺字山下 2767 番 1、同 2775 番、同 2776 番、同 2782 番及び里道 17,067.56 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号
株式会社ダイナム

登載依頼**熊本県内水面漁場管理委員会指示第 170 号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川の水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のため採捕する場合を除く。

平成 16 年 12 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 採捕禁止区域
菊池川右岸山鹿市川辺地区岩野川吐合口に設置した標柱と左岸同市大字志々岐字牛草 2005 番地 2 に設置した標柱を結んだ線から下流へ 1000 メートルまでの区域。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 31 条の規定で定められた採捕禁止区域と重複する区域を除く。
- 2 指示の有効期間
平成 17 年 1 月 27 日から平成 19 年 1 月 26 日まで